

# 令和4年 第2回 安芸太田町議会定例会会議録

令和4年3月17日

招集年月日	令和4年3月4日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	令和4年3月 4日午前10時00分			議長	中本 正廣
	閉会	令和4年3月17日午前10時57分			議長	中本 正廣
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	角田 伸一	○	7	影井 伊久美	○
	2	斉藤 マユミ	○	8	田島 清	○
	3	佐々木 道則	○	9	矢立 孝彦	○
	4	小島 俊二	○	10	津田 宏	○
	5	末田 健治	○	11	佐々木美知夫	○
	6	大江 厚子	○	12	中本 正廣	○
会議録署名議員	4番	小島 俊二		5番	末田 健治	
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	河野 茂		書記	小田 和子	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	橋本 博明		教育長	二見 吉康	
	副町長	小野 直敏		病院事業管理者	—	
	総務課長	長尾 航治		教育次長	園田 哲也	
	総務課主幹	三井 剛		教育課長	瀬川 善博	
	会計管理者 (会計課長)	児玉 裕子		安芸太田病院 事務長	栗栖 香織	
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長	金 升 龍 也		—	—	
	筒賀支所長 兼筒賀支所住民生活課長	片山 豊和		—	—	
	企画課長	二見 重幸		—	—	
	税務課長	沖野 貴宣		—	—	
	住民課長	上手 佳也		—	—	
	産業観光課長	菅田 裕二		—	—	
	建設課長	武田 雄二		—	—	
	健康福祉課長	伊賀 真一		—	—	
衛生対策室長	森 脇 泰		—	—		
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

# 会議に付した事件

令和4年3月17日

議案等番号	件名
	発言の取り消しの件について
議案第4号	安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
議案第5号	安芸太田町川・森・文化・交流センター条例の一部改正について
議案第6号	安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
議案第7号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
議案第9号	安芸太田町地域体験交流館条例の一部改正について
議案第10号	安芸太田町筒賀交流の森条例の一部改正について
議案第11号	安芸太田町修道農業近代化施設条例及び安芸太田町津浪農業近代化施設条例の一部改正について
議案第12号	安芸太田町道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第13号	安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正について
議案第14号	安芸太田町役場支所及び出張所設置条例の一部改正について
議案第15号	安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第16号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町いこいの村ひろしま)
議案第17号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町深入山グリーンシャワー)
議案第18号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター(ひまわり))
議案第19号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町戸河内デイサービスセンター)
議案第20号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町サポートセンターふれあい)
議案第21号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘)
議案第22号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町地域支援センター)
議案第34号	令和4年度安芸太田町一般会計予算
議案第35号	令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算
議案第36号	令和4年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
議案第37号	令和4年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
議案第38号	令和4年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算

議案第 39 号	令和 4 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算
議案第 40 号	令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算
議案第 41 号	令和 4 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
議案第 42 号	令和 4 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
議案第 43 号	令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
議案第 44 号	令和 4 年度安芸太田町病院事業会計予算
議案第 45 号	令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 1 号）
発委第 1 号	安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
陳情第 1 号	母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望について
	閉会中の継続審査について
	閉会中の継続調査について
	矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案の動議について
発議第 2 号	矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案について

令和4年第2回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 (第5号)

令和4年3月17日

日程	議案等番号	件 名
第1		発言の取り消しの件について
第2	議案第4号	安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第3	議案第5号	安芸太田町川・森・文化・交流センター条例の一部改正について
第4	議案第6号	安芸太田町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
第5	議案第7号	安芸太田町国民健康保険税条例の一部改正について
第6	議案第9号	安芸太田町地域体験交流館条例の一部改正について
第7	議案第10号	安芸太田町筒賀交流の森条例の一部改正について
第8	議案第11号	安芸太田町修道農業近代化施設条例及び安芸太田町津浪農業近代化施設条例の一部改正について
第9	議案第12号	安芸太田町道路占用料徴収条例の一部改正について
第10	議案第13号	安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正について
第11	議案第14号	安芸太田町役場支所及び出張所設置条例の一部改正について
第12	議案第15号	安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
第13	議案第16号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町いこいの村ひろしま)
第14	議案第17号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町深入山グリーンシャワー)
第15	議案第18号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター (ひまわり))
第16	議案第19号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町戸河内デイサービスセンター)
第17	議案第20号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町サポートセンターふれあい)
第18	議案第21号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘)
第19	議案第22号	安芸太田町公の施設の指定管理者の指定について (安芸太田町地域支援センター)
第20	議案第34号	令和4年度安芸太田町一般会計予算
第21	議案第35号	令和4年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計予算

第 22	議案第 36 号	令和 4 年度安芸太田町後期高齢者医療事業特別会計予算
第 23	議案第 37 号	令和 4 年度安芸太田町介護保険事業特別会計予算
第 24	議案第 38 号	令和 4 年度安芸太田町介護サービス事業特別会計予算
第 25	議案第 39 号	令和 4 年度安芸太田町簡易水道事業特別会計予算
第 26	議案第 40 号	令和 4 年度安芸太田町農業集落排水事業特別会計予算
第 27	議案第 41 号	令和 4 年度安芸太田町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第 28	議案第 42 号	令和 4 年度安芸太田町筒賀財産区特別会計予算
第 29	議案第 43 号	令和 4 年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算
第 30	議案第 44 号	令和 4 年度安芸太田町病院事業会計予算
第 31	発委第 1 号	安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
第 32	陳情第 1 号	母（毛嘉萍 <sup>もうかへい</sup> ）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望について
第 33		閉会中の継続審査について
第 34		閉会中の継続調査について

令和 4 年第 2 回 安芸太田町議会定例会

議 事 追 加 日 程（第 5 号の追加 1）

令和 4 年 3 月 1 7 日

追加日程	議案等番号	件 名
第 1	議案第 45 号	令和 4 年度安芸太田町一般会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年第 2 回 安芸太田町議会定例会

議 事 追 加 日 程（第 5 号の追加 2）

令和 4 年 3 月 1 7 日

追加日程	議案等番号	件 名
第 2	発議第 2 号	矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案について

令和4年第2回定例会  
(令和4年3月17日)  
(開会 午前10時00分)

○中本正廣議長

ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 発言の取消しについて

○中本正廣議長

日程第1、発言の取消しについてを議題といたします。先日、小島俊二議員から、3月8日の一般質問における発言について、会議規則第64条の規定によって、御手元に配付した発言取消し申請書に記載した部分を、取消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、小島俊二議員からの発言取り取消しの申出を許可することに決定いたしました。

---

日程第2. 議案第4号

日程第3. 議案第5号

日程第4. 議案第6号

日程第5. 議案第7号

日程第6. 議案第9号

日程第7. 議案第10号

日程第8. 議案第11号

日程第9. 議案第12号

日程第10. 議案第13号

日程第11. 議案第14号

日程第12. 議案第15号

日程第13. 議案第16号

日程第14. 議案第17号

日程第15. 議案第18号

日程第16. 議案第19号

日程第17. 議案第20号

日程第18. 議案第21号

日程第19. 議案第22号

日程第20. 議案第34号

日程第21. 議案第35号

日程第22. 議案第36号

日程第23. 議案第37号

日程第24. 議案第38号

日程第25. 議案第39号

日程第26. 議案第40号

日程第27. 議案第41号

日程第28. 議案第42号

日程第29. 議案第43号

日程第30. 議案第44号

○中本正廣議長

日程第2、議案第4号、安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてから、日程第30、議案第44号、令和4年度安芸太田町病院事業会計予算までの29件を一括議題といたします。審査を付託した予算審査特別委員会委員長からの報告を求めます。はい、末田健治特別委員長。

○末田健治予算審査特別委員会委員長

おはようございます。審査報告をいたしますが、審査にあたりましては、理事者をはじめとして、真剣に議論の中で、幾つかの点について指摘をしながら、報告をさせていただきます。

令和4年3月17日安芸太田町議会議長 中本正廣様。安芸太田町議会予算審査特別委員会委員長 末田健治。特別委員会審査報告書。令和4年、安芸太田町議会第2回定例会において、予算審査特別委員会に付託されました条例の一部改正11議案、公の施設の指定管理の指定7議案、令和4年度一般会計予算及び特別会計予算10議案と、病院事業会計予算の審査結果を会議規則第77条の規定により、次のとおり報告いたします。審査委員会は、議長を除く全議員で構成され、3月10日から3月14日までの5日、5日間にわたり、慎重に審査いたしました。審議にあたって、理事者側の出席は、町長はじめ教育長、該当担当課長等の説明員の出席を求め、それぞれの議案について説明を受け、終了後に細部審査を行いました。はじめに、条例の一部改正議案及び公の施設の指定管理の指定、18議案について報告いたします。次に、一般会計予算をはじめ、特別会計予算、10議案及び病院事業会計議案について報告いたします。議案第34号、令和4年度安芸太田町一般会計予算。議案第35号、令和4年度安芸太田町国民健康保険事業、各特別会計予算から、議案第43号、令和4年度安芸太田町内黒山財産区特別会計予算までの10議案、並びに議案第44号、令和4年度安芸太田町病院事業会計予算は、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。また、長期総合計画に基づく、まちづくりを振興するための予算であり、移住定住対策や、高齢者の通院をはじめとした生活支援等に配慮され、それを具現化されるための予算であり、工夫されたものと評価します。なおかつ、財政的にも一般会計予算では、対前年マイナス2億6000万円の76億3100万円と工夫されたものと評価します。その中で、幾つかの点に指摘をし、報告いたします。

1、定住人口対策について。定住促進住宅整備調査事業によりまして、については、公有地の有効活用、民間のノウハウの活用、町内企業の参加により、地域活性化を図り、財政負担抑制を視野に、官民連携手法の導入を検討し、定住促進住宅整備を図られたい。次に、定住促進空き家活用住宅整備について、町内では空き家が増加傾向にあり、改修し、活用を図られたい。本事業は、実証実験であり、事業スキームの効果や課題について十分検証され、持続可能な住環境整備の可能性を検討されたい。

項目2、子育て、教育次世代教育、加計高校支援事業について、加計高校は地域に重要な教育施設である。寮整備により受入れ環境を整備され、今後もグローバル人材育成、まちづくりを担う人材育成の場として、加計高校の存続魅力化を進められたい。次に、森のようちえん構想実現化の取組について、先進地の事例調査や体験会を計画されているが、予算計上が少額で、十分な検証が可能か危惧されるが、実現可能か十分に調査をされ、保育、教育環境の整う、魅力あるまちづくりを進められたい。

次に、健康、医療、福祉について、障害者自立支援対策について、障がい者が、住みなれた地域で安心して、自立した生活が出来、活躍の機会を得ることができるよう、就労支援の拡充を、など、多様なニーズに対応する生活支援や、相談支援体制の充実に努められたい。次に、高齢者生活福祉センターについて、代替措置として、グリーンスパツツがにおいて入浴助成を行っていたもので、筒賀地域の生涯活躍の拠点整備が整うまでは、住民要望に応じて入浴助成事業の継続を行うことが望ましい。

4、社会基盤、防災防犯について、加計スマートICフルインター化推進については、令和3年度の概略設計に続き、整備効果や必要性の調査等、フルインター化実現の可能性について、調査予算が計上されている。近年の極的、集中的豪雨により、幹線道路が通行止めとなることも発生しており、災害時バックアップルートとしての機能が確保されるよう、検証を十分行い、実現化に向けさらに調査検討をされたい。消防団員の活動支援については、出動手当は県内でも最も低い水準にあり、報酬単価の引上げ等、処遇改善を図り、団員の士気向上を図り、消防団活動の支援を図ることが望ましい。町内には、次に、町内には、農業集落排水事業、特定環境保全公共下水道事業の特別会計により事業を行っているが、人口減少とともに、処理人口は減少する一方、一般会計からの繰入れは継続しており、将来、運営の負担が増してくると予測されるため、両事業の運営経費について削減の可能性を検討されたい。次に、水道事業の統合計画については、方針が示される6月議会までは、住民説明をはじめ、十分な協議の中で、

方向性を示されたい。

5番、生活利便性、環境について、バス路線運行事業については、便利で、快適な公共交通を目指し、公共交通の維持、改善に努められている。令和4年度は、令和3年度からの運用の定額タクシーを継続される一方、新たな交通体系の在り方の実証実験に取り組み、効率的な取組に余念がないところである。今後においては、検討段階で比較検討された資料提供に基づき、情報共有する中で、ありようの検討を進められたい。

次に6番、産業、観光、仕事、特定地域づくり事業協同組合設立支援事業について、本事業は、地域の仕事を組合せ、年間を通じた仕事として創出するため、町内の中小企業等の協同組合を設立し、雇用した職員を事業者に派遣する制度であり、本町のような事業規模が小さい事業所支援策として、効果的、協同組合組織と考えられる。今後準備段階において、事業の継続性や行政の課題負担につながらないよう、十分な情報の提供をされ、進められたい。

最後、7番、コミュニティーについて、自治振興交付金については、地域づくりや協働のまちづくりの推進を図るため、交付金を自治振興会に交付され、推進を図っているが、自治振興会の活動も、高齢化やコロナ禍により低下している。引き続き、自治機能の維持発展を図る観点から、算定内容等、十分検討され、効果的な交付に努められたい。次に、地域おこし協力隊については、外部人材を定期的に受入れ、地域活性化や課題解決に取り組まれているところである。しかし、活動が見えにくく、偏りに見える派遣も散見され、効果的とは言えない。自治会活動をはじめ、有害鳥獣対策や、木工芸の後継者不足等安芸太田町内では、課題が多くあり、すぐれた人材の確保が可能な協力隊員制度の効果的活用により、課題解決に努められたい。以上、報告といたします。

○中本正廣議長

これで委員長の報告を終わります。議長を除く議員全員で構成する委員会ですので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「議長」の声あり)

討論ありと認めます。まず原案に反対の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

次に原案に賛成の発言を許します。1番、角田議員。

○角田伸一議員

おはようございます。1番、角田でございます。令和4年度一般会計予算案などについて、賛成の立場で、討論を行います。第二次安芸太田町長期総合計画の後期基本計画、「豊かさあふれ、つながりひろがる、安芸太田」実現のため、長期財政推計を踏まえた健全な行財政運営の観点から、限られた財源が効率的に配分され、重要な継続事業、新規拡充事業に相応の予算配分がされているか。事業の実施体制と事業の実効性及び得られる事業効果を重点項目として審査に臨みました。予算規模は、一般会計、76億3100万円。前年度比2億6100万円の減額であります。率でいうと、3.3%の減である。一般会計の自主財源率は、21.2%と、依然として、自主財源に乏しく、交付金や補助金に頼る予算編成にならざるを得ない状況であります。財政健全化判断基準では、経常収支比率、93.5%、実質公債費比率、12.4%となっております。令和4年度一般会計に、会計予算に計上されている町の最重要課題である定住人口対策については、空き家を活用した移住定住の推進、通学通勤助成、子育て世帯定住応援等で、取組が進められております。教育においては、人材育成・交流センター運営、加計高等学校支援事業で、高等学校の存続が図られ、健康・医療・福祉においては、新型コロナウイルスワクチン接種、インフルエンザ予防接種等の疾病予防事業、病院施設長寿命化を図る整備が計画をされている。社会基盤、防災では、道路、町営住宅、上下水道等のインフラ整備、長寿命化、加計スマートICフルインター化の推進等、社会基盤整備の方向が示されている。生活利便性では、路線バス、あなたく、定額タクシー等の、交通手段について、実証実験により、効率的な移動手段を目指すこととされております。産業観光の推進では、ひろしま活力農業の取組により、引き続き農業活力の推進が図られること。森林環境譲与税を財源とした、森林経営管理事業のほか、既存の各種林業施策にのった森林整備が計画され、林業の振興が図られること。道の駅周辺再整備事業がより具体化されること。雇用の創出、労務の確保を行う仕組みとして、新規に、特定地域づくり事業組合の設立を目指していること。そのほか、観光施設管理事業、がんばるビジネス応援補助金事業、ふるさと納税推進事業などの継続事業、加えて、一般社団法人、地域商社あきおたの事業推進は、安芸太田町の目指すまちづくりに欠かせない重要事業である。一般会計に計上された新規事業、継続事業、それぞれの事業に配分された予算額は、事業の実施に必要なであると認められるものであり、予算審査特別委員会委員長報告のとおり、賛成するものである。なお、人口減少対策、



新型コロナウイルス感染症対策、持続可能な行財政運営の実現等、本町の抱える課題は山積みされており、より一層緊張感を持ち、行政の運営と、将来に向けた財政の健全化を進めなければならないと思います。次のとおり、私の思いを述べさせていただきます。一つ、予算執行に当たっては、最少の経費で最大の効果を上げること。二つ、予算審査過程での、指摘事項を生かした行政運営に努めること。以上、つけ加えて、賛成討論とします。

○中本正廣議長

ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号、安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてから、議案第44号、令和4年度安芸太田町病院事業会計予算までの29件を一括して起立により採決します。議案第4号から議案第44号に対する委員長の報告は可決です。議案第4号から議案第44号については、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第4号、安芸太田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてから、議案第44号、令和4年度安芸太田町病院事業会計予算までの29件は、委員長の報告のとおり可決しました。しばらく休憩といたします。

休憩	午前10時22分
再開	午前10時23分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開します。お諮りします。ただいま橋本町長から議案第45号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって議案第45号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）を日程に追加し、追加日程、第1として議題とすることに決定しました。しばらく休憩いたします。

休憩	午前10時23分
再開	午前10時24分

---

#### 追加日程第1. 議案第45号

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

追加日程第1、議案第45号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。追加議案として提出者から説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。追加議案の御説明をさせていただきます。議案第45号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ1494万6000円の増額を定めるものです。今回の補正は、広島県議会議員山県郡選挙区補欠選挙の執行に伴い、必要となる事業費を計上するものでございます。詳細については、担当課長等から説明をさせます。

○中本正廣議長

はい。三井総務課主幹。

○三井剛総務課主幹

はい、では議案、議案第45号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明申し上げます。第1条の歳入歳出予算の補正でございますが先ほど町長申し上げたとおり、歳入歳出それぞれ1494万6000円を追加し、歳入歳出総額を76億4594万6000円と定めるものでございます。1枚めくっていただきまして資料の1ページをご覧ください。今回の補正につきましては、先ほど町長申し上げたとおり、去る3月15日に広島県議会議員山県郡選挙区定数1名でございますけれども、における議員の辞職に伴いまして、公職選挙法第34条第1項により、同日から50日以内に補欠選挙が行われる予定でございますので、必要な補正をさせていただきますが、歳入につきましては、この表のとおり、県支出金における委託金となっております、恐れ入ります、歳入歳出補正予算事項明細書の6ページから7ページをお開きください。よろしいですか。はい。選挙費委託金としまして、県議会議員補欠選挙委託金1494万6000円を歳入予算に充てさせていただきます。続きまして歳出でございますが、同じく、歳入歳出補正予算事項別明細書、8ページから9ページをお開きください。2款、総務費、5項、選挙費における、3、広島県議会議員選挙、議員選挙費につきまして、9ページにお示ししておりますとおり、広島県議会議員補欠選挙費としまして、投票管理者等への報償報酬や、職員手当などにつきまして、総額1494万6000円ほど、歳出の補正をお願いするものでございますので、よろしく御審議のほど、よろしくお願いたします。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、採決を行います。議案第45号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）を起立により採決します。議案第45号については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第45号、令和4年度安芸太田町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決しました。

日程第31. 発委第1号

○中本正廣議長

日程第31、発委第1号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。はい、小島俊二議員。

○小島俊二議会改革調査特別委員会委員長

発委第1号、安芸太田町議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案の提出について。安芸太田町議会規則第10条第2項の規定により、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和4年3月17日、提出者、安芸太田町議会、議会改革調査特別委員会委員長、小島俊二。提案理由。令和3年11月22日の安芸太田町特別職報酬審議会からの答申によれば、期末手当について、類似団体、あるいは県内の支給状況に比して低位であり、均衡を図る観点からも、引上げが適当である。また、令和3年の人事院勧告によると、一般職のボーナス全体の支給月数は、4.3月であり、団体の状況や、国家公務員の特別職の状況を踏まえると、期末手当支給月数は3.2月とすることが適当である。また議会運営委員長の報酬の部分については、現行の議員報酬条例に議会運営委員長の規定がないため、同職においては一般議員の報酬額を支給しているが、他団体では、職責が常任委員長と同等であるとして、常任委員長と同額の規定が設けられているため、本町においても、常任委員長と同額の整備をすることが適当との答申があった。以上のことを踏まえ、安芸太田町議会議員の期末手当の支給率及び議会運営委員長の報酬月額を改定するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。なお、議員定数の在り方について、委員会において再度議論を開始する旨決定したことを付記いたします。裏面が報酬条例の一部改正でございますが、第1条で、議会運営委員長、月額20万5000円の項目を追加、第2条で議会運営委員長を

付記、第3条において、議会議員の、期末手当について、100分の152.5を100分の160に改めるものがございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で提出者の説明を終わります。議員全員で構成する委員会ですので、委員長報告に対する質疑は省略いたします。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第1号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。発委第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、発委第1号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第32. 陳情第1号

○中本正廣議長

日程第 32、陳情第 1 号、母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望についてを議題といたします。審査を付託した総務常任委員会委員長から報告を求めます。末田委員長。

○末田健治総務常任委員会委員長

令和4年3月17日 安芸太田町議会議長、中本正廣様。総務常任委員会委員長 末田健治。委員会審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果次のとおり決定したので、会議規則第95条の規定により報告します。陳情1号、母、毛嘉萍が中国で不法に逮捕されている件に関する要望。提出者、付 偉形。陳情の要旨、母（毛嘉萍）は、中国伝統の気功修練法、法輪功を愛好し、真善忍の信仰を、堅持しているという理由で中国、遼寧省大連市、に不法拘禁されているので一刻も早く、母を救出するため、早期救出を求める意見書の国への提出を求める。審査結果でございますが、この陳情内容については、陳情者個人は、中国の政府に対して抱いた批判であるようなこともあり、本件のような個人的なこと、本議会で取り上げるべきものではないと判断し、不採択といたします。以上。

○中本正廣議長

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号、母、毛嘉萍が中国で不法に逮捕されている件に関する要望についてを起立により採決します。委員長の報告は陳情第1号は不採択です。陳情第1号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、陳情第1号、母、毛嘉萍が中国で不法に逮捕されている件に関する要望については、委員長の報告のとおり、陳情を不採択とすることに決定しました。

---

### 日程第33. 閉会中の継続審査について

○中本正廣議長

日程第33、閉会中の継続審査について議題といたします。総務常任委員会委員長から、陳情第2号に

ついて閉会中の継続審査をしたいとの申出があります。お諮りします。陳情第2号については閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって陳情第2号については閉会中の継続審査とすることに決定しました。

#### 日程第34. 閉会中の継続調査について

○中本正廣議長

日程第34、閉会中の継続調査についてを議題といたします。各常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の所管事務継続調査を行いたいとの申出があります。お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することに御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査することに決定しました。

(「議長動議」の声あり)

○中本正廣議長

はい。4番、小島俊二議員。

○小島俊二議員

矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案の動議を提出いたします。直ちに日程に追加し、議題とすることを求めます。

(賛成の声あり)

賛成でいいですかね。ただいま、小島議員に対する動議に対して賛成がありましたので、矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案についての動議が提出されました。この動議は、会議規則第16条に規定する賛成者がありますので、成立いたしました。これを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

したがって、矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案についての動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。本件は地方自治法第117条の規定により、矢立孝彦議員は除斥に該当しますので、退席を求めます。しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時36分

[ 矢立孝彦議員退席 ]

再開 午前10時37分

#### 追加日程第2 発議第2号

○中本正廣議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

発議第2号、矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案についてを議題といたします。この動議の提出者から説明を求めます。はい、4番、小島俊二議員。

○小島俊二議員

それでは、矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案について説明いたします。趣旨、2019年の参議院議員選挙広島選挙区における河井夫妻による大型買収事件は、広島県の政界を大きく揺るがす大規模買収事件として、全国民、全町民が知るところであり、政治への信頼を大きく失墜させる大事件となりました。

た。この事件は当初、安芸太田町においても、当時の町長及び町議会議長までも巻き込んだ、町政始まって以来の政治的スキャンダルとして、何度となく全国放送で取上げられ、町民の関心も非常に大きなものがありました。そのような状況の中、河井夫妻は、裁判で有罪が確定しましたが、被買収とされる100人の広島県内の政治家は、検察の判断により、全員不起訴が決定しました。しかし、その後、市民団体からの検察審査会申立てが行われた結果、令和4年1月28日に検察審査会の議決が公表され、起訴相当35人、不起訴相当46人、不起訴相当19人の判断が下されました。その中で、矢立孝彦議員も被買収議員として、検察審査会の議決の結果、起訴相当の35人含まれる結果となりました。この検察審査会から起訴相当とされた意味は重大であり、今回の事件についての国民感覚の判断であります。この国民感覚の判断を重く受け止めた政治家は、多くその後、起訴相当とされた34人中25人は、議員を辞職し、略式起訴の受入れを決定しました。しかし、矢立孝彦議員を含む9人は、在宅起訴処分となり、法廷で争う方針です。今回の検察による在宅起訴処分の決定は、非常に意味が重く、安芸太田町の前町長をはじめ、多くの政治家が、事件発覚以来、自らの責任と意思によって、潔く辞職の道を選択されました。このような状況の中、町議会としても、自浄能力の発揮を求められており、町民目線に立った判断が求められています。今回の辞職勧告決議案は、町議会が、住民から信頼される議会となるという意思の表明でもあります。矢立孝彦議員におかれても、この際、議員を辞職することが妥当と考えられます。事件発覚以来、町のイメージを壊し、町議会の信頼を失わせた責任は極めて重いものがあります。よって矢立孝彦議員は、在宅起訴という事態の重大さを真摯に受け止め、自らの意思により、直ちにその職を辞されるよう、辞職勧告決議案を提出するものであります。以上。

○中本正廣議長

以上で提出者からの説明を終わります。これから動議提出者に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

(「議長、賛成」の声あり)

まず原案に対する反対の発言を許します。

(なしの声あり)

次に原案に賛成の発言を許します。はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい。私大江は、矢立孝彦議員の辞職勧告決議に賛成いたします。一昨年の参議院選挙の2か月半前に、立候補者である河井杏里さんの夫、河井克行元議員が、地方議員や後援会関係者にお金を持参したことは、お金を渡すことで、票の取りまとめを依頼する意図があったと見るのが当然の感覚です。それを受け取り、事件発覚まで、返却しなかったのは、まさに公職選挙法に抵触いたします。この度の河井夫妻買収事件は、国民の政治不信を招き、政治に対する信頼は地に落ちました。矢立孝彦議員は、その一端を担ったという自覚を持って、議会できちんと説明をし、責任をとるべきでした。私は、一昨年9月の本定例議会で、議員辞職勧告が出た際には、反対しました。まだ事件の全容が解明されていなかったことや、矢立議員が率先して、議会や住民に、一連の経過内容を説明し、説明されるだろうと考えたからです。さらには、資金はどこから何の意図を持って出たのかなど、買収事件の全容解明することを追及されると期待したからです。しかし、河井夫妻の裁判終了後、現金を受け取った側は、一旦は不起訴となり、以降、残念なことに何事もなかったかのように、矢立議員からは、一切の責任は、説明はありませんでした。この度、検察審査会は、議員辞職の有無や、受け取った現金をいつ返却したかなど、線引きして、35人を起訴相当とし、これを受けて、再審査が始まり、34人のうち25人は略式起訴、容疑を否認するなどした、計9人は正式起訴となりました。その中に、矢立議員が入っています。この、今定例会の最中にこの一連の動きがありました。今回も一切責任は、説明はありませんでした。先ほど、先ほど今日の、先ほどの全員協議会で、矢立議員より、このたびの検察とのやりとりについての報告がありました。とても納得できる説明ではありませんでした。なぜ、議会で報告し、住民にも何らかの形で説明する努力をされないのでしょうか。議会軽視、住民軽視の姿勢に、同じ安芸太田町の議員として、不信感を抱きます。矢立議員は、十分な説明責任を果たし、お金を受け取った者の、政治家の道義として、自らけじめをつけるべきです。最後に、選挙をお金で左右しようとする行為は、有権者への裏切りです。同時に、選挙で選ばれた私たち議員自らの正当性を否定するものです。買収事件で信頼を失った広島政界、広島県政界、安芸太田町含めてですが、この政界の信頼回復を努め、このような、金権政治の追放こそ、我々議員の役割と考えます。今回の事件を重く受け止め、他山の石にしないで、

しなければいけないと考えます。以上、私からの賛成討論を終わります。

○中本正廣議長

次に原案に対する反対の発言を許します。

(なしの声あり)

次に、原案に対する賛成の発言をありましたら、はい、1番、角田議員。

○角田伸一議員

1番角田でございます。ただいま議案となっている、矢立議員の辞職勧告決議案に賛成の立場で討論を行います。令和元年の参議院広島選挙区の大規模買収事件で現金を渡した河井克行元法相夫妻に実刑判決が言い渡され、河井夫妻から現金を受領した被買収者は全員不起訴処分になりました。市民団体などの被買収の不起訴を不服として、検察審査会に審査の申立てを行い、検察審査会は、35人が起訴相当、46人が不起訴不当、19人が、不起訴相当と議決しました。受領金額、公職についていたか、公職を辞しているか、受領したお金の取扱いと、その時期を審査の基準として、返金も辞職もしていない者を起訴相当としたとされております。検察の再捜査が行われ、検察当局は、令和4年3月14日に、34人を公職選挙法違反、被買収で起訴しました。罪を否認した9人を在宅起訴、罪を認めた25人は罰金刑を求める略式起訴になっています。矢立議員は、在宅起訴された9人のうちの1人で、今後は、裁判の判決に従うこととなります。私たち議員は、住民を代表して、行政上の不祥事の際は、事実関係の確認、再発防止、責任の所在を追及し、時には出所進退を伺うなどの活動を行ってきたところでございます。安芸太田町議会では、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事柄を定め、議員の政治倫理の確立を図ることをもって、町民に信頼される民主的で公正な町政の発展に寄与することを目的として、令和2年、12月11日、条例第28号で、安芸太田町議会議員政治倫理条例が制定をされました。第3条で、議員は、次に掲げる政治倫理の基準を遵守しなければならない。一つ、町民全体の代表者として、品位と名誉を損なう行為により、町民の議会に対する信頼を損ねないこととなっております。在宅起訴されている矢立議員が、今日、透明性を求められている議会の一員に留まることは、安芸太田町議会議員倫理条例に照らしても、品位を保つことにはなりません。事態の重大性を真摯に受け止め、自らの意思で、議員の職を辞することを求めるものでございます。矢立議員の辞職勧告決議案に異論はなく、矢立議員の辞職勧告案に賛成します。以上、賛成討論とします。

○中本正廣議長

1番、角田議員の討論を終わります。ほかに討論ありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号、矢立孝彦議員に対する辞職勧告決議案についてを起立により採決します。この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって動議は可決いたしました。矢立孝彦議員の入場を認めます。しばらく休憩いたします。

休憩 午前10時51分

[ 矢立孝彦議員 入場 ]

再開 午前10時52分

○中本正廣議長

お諮りします。本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって本定例会は本日で閉会することに決定しました。

ここで閉会に当たって、町長から発言を申し出ておりますので、これを許可いたします。橋本町長。

○橋本博明町長

はい。発言の機会をいただきましたので、令和4年度第2回定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、本会議並びに各委員会におきまして、長時間にわたり慎重かつ熱心な御審議をいただき、誠にありがとうございました。また、令和4年度予算並びに関係議案を可決いただきましたことについても、深く感謝申し上げます。本会議並びに各委員会で賜りました御意見につきましては、予算執行並びに業務遂行にあたって、特に念頭に置いて対応してまいります。とりわけ、地域住民が慣れ親しまれた施設の廃止については、町としてものぞんだ事態ではありませんでしたが、であればこそ、地域住民の思いに配慮すべきとの、議会からの御指摘は誠にごもつともであり、その点については十分配慮しながら、業務遂行に努めてまいります。また、来年度は加計スマートインターのフルインター化や、旧JR滝山川橋の撤去などの大型事業がスタートするほか、道の駅再整備、水道事業統合の判断など、町の将来を左右する事業も控えております。いずれも議会の御指導を必要とするものであり、引き続き、至らん点は厳しく御指摘をいただきながらも、本町の活性化に向けて、行政と議会が車の両輪のごとく、取り組ませていただきますようお願いをいたします。最後に、議会開会日、発言をお許しいただいたロシアによるウクライナ侵略につきまして、閉会日を迎えた今日においても、収まるどころか、拡大の一途をたどっております。我が身の無力を痛感しながら、町として、微力ではありますが、できることに取組みつつ、事態の早期収束に向けた関係者の御尽力を改めてお願いしまして、今次定例会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○中本正廣議長

以上で町長の発言を終わります。これで会議を閉じますが、先ほどお話がありましたように、ロシア侵攻によるウクライナの悲惨さは許されるものではありません。1日も早く終結できるよう願うものです。また、コロナによるまん延防止等重点措置が3月21日、全面解除となります。平常の生活に戻るよう願うばかりでございます。皆様方におかれましては、十分に注意をしていただきたいと思います。これで会議を閉じ、令和4年第2回安芸太田町議会定例会を閉会いたします。

○河野茂議会事務局長

御起立願います。一同互礼。

午前10時57分 閉会

---